

## 目 次

公 告	ページ
予算の要領について（令和元年度補正予算）	1
（令和元年度一般会計補正予算（第 2 号））	1
（令和元年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	2
（令和元年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））	2
（令和元年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号））	3
（令和元年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））	4
（令和元年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））	4
予算の要領について（令和 2 年度予算）	5
（令和 2 年度一般会計予算）	5
（令和 2 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）	7
（令和 2 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）	8
（令和 2 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）	9
（令和 2 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）	10
（令和 2 年度交通災害共済事業特別会計予算）	11

## 公 告

### 予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年 2 月 13 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和元年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）、令和元年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和元年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和元年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和元年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）及び令和元年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 17 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

令和元年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	令和2年度	39,838

令和元年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）  
 令和元年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361,970千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,634,214千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		31,940	521	32,461
	1 財産運用収入	31,939	521	32,460
4 繰越金		1	361,449	361,450
	1 繰越金	1	361,449	361,450
歳 入 合 計		5,272,244	361,970	5,634,214

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		412,025	361,970	773,995
	1 基金積立金	412,025	361,970	773,995
歳 出 合 計		5,272,244	361,970	5,634,214

令和元年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業  
 特別会計補正予算（第1号）

令和元年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,613千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,306千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,613	1,614
	1 繰越金	1	1,613	1,614
歳入合計		32,693	1,613	34,306

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		183	1,613	1,796
	1 基金積立金	183	1,613	1,796
歳出合計		32,693	1,613	34,306

令和元年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別  
会計補正予算（第1号）

令和元年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第1号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,117 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,793,083 千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		3,930	△ 263	3,667
	1 財産運用収入	3,929	△ 263	3,666
5 繰越金		1	38,380	38,381
	1 繰越金	1	38,380	38,381
歳入合計		1,754,966	38,117	1,793,083

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		3,929	38,117	42,046
	1 基金積立金	3,929	38,117	42,046
歳出合計		1,754,966	38,117	1,793,083

令和元年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計

補正予算（第1号）

令和元年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,207千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		1,523	△ 115	1,408
	1 財産運用収入	1,522	△ 115	1,407
4 繰越金		1	938	939
	1 繰越金	1	938	939
歳 入 合 計		32,384	823	33,207

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		1,522	823	2,345
	1 基金積立金	1,522	823	2,345
歳 出 合 計		32,384	823	33,207

令和元年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094,829千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		609,532	△61,368	548,164
	1 基金繰入金	609,532	△61,368	548,164
4 繰越金		1	42,868	42,869
	1 繰越金	1	42,868	42,869
歳入合計		1,113,329	△18,500	1,094,829

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		655,576	△40,000	615,578
	1 交通災害共済事業費	617,187	△40,000	577,187
2 積立金		457,153	21,500	478,653
	1 基金積立金	457,153	21,500	478,653
歳出合計		1,113,329	△18,500	1,094,829

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和2年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、令和2年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、令和2年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、令和2年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、令和2年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び令和2年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和2年2月17日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和2年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

令和2年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ770,574千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		68,168
	1 負担金	68,168
2 交付金		230,391
	1 交付金	230,391
3 使用料及び手数料		193,178
	1 使用料	193,178
4 財産収入		555
	1 財産運用収入	554
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		264,993
	1 特別会計繰入金	86,882
	2 基金繰入金	178,111
6 繰越金		11,695
	1 繰越金	11,695
7 諸収入		1,593
	1 預金利子	2
	2 弁償金	1
	3 雑入	1,590
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳入合計		770,574

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,413
	1 議会費	1,413
2 総務費		715,775
	1 総務管理費	715,431
	2 監査委員費	344
3 事業費		51,330
	1 研修等事業費	51,330
4 積立金		554
	1 基金積立金	554
5 予備費		1,502
	1 予備費	1,502
歳出合計		770,574

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟県自治会館大規模改修事業 本館電気設備改修工事監理業務	令和2年度から令和3年度まで	6,078
新潟県自治会館大規模改修事業 本館電気設備改修工事	令和2年度から令和3年度まで	217,036

令和2年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

令和2年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,202,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		5,170,003
	1 負 担 金	5,170,003
2 財 産 収 入		32,690
	1 財産運用収入	32,689
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		269
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	266
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		5,202,964

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		4,985,328
	1 退職手当事業費	4,956,900
	2 繰 出 金	28,428
2 積 立 金		154,634
	1 基金積立金	154,634
3 諸 支 出 金		60,002
	1 雑 支 出	60,002
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,202,964

令和2年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算  
令和2年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,456千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

## 第1表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10,145
	1 負 担 金	10,145
2 財 産 収 入		138
	1 財産運用収入	138
3 繰 入 金		22,170
	1 基金繰入金	22,170
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		32,456



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		32,318
	1 非常勤職員公務災害 補償等事業費	31,222
	2 繰 出 金	1,096
2 積 立 金		138
	1 基金積立金	138
歳 出 合 計		32,456

令和2年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算

令和2年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,739,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

## 第1表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		849,511
	1 負 担 金	849,511
2 交 付 金		844,200
	1 交 付 金	844,200
3 財 産 収 入		3,725
	1 財産運用収入	3,724
	2 財産売払収入	1
4 繰 入 金		42,006
	1 基金繰入金	42,006
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		101
	1 預金利子	1
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		1,739,544

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1,735,819
	1 消防団員等事業費	1,718,316
	2 繰 出 金	17,503
2 積 立 金		3,724
	1 基金積立金	3,724
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		1,739,544

令和2年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

令和2年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

## 第1表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		848
	1 負 担 金	848
2 財 産 収 入		1,433
	1 財産運用収入	1,432
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		32,284

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		30,851
	1 消防賞じゅつ金費	30,668
	2 繰 出 金	183
2 積 立 金		1,432
	1 基金積立金	1,432
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		32,284

令和 2 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和 2 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,057,890 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		465,739
	1 会費収入	465,739
2 財 産 収 入		16,422
	1 財産運用収入	16,421
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		575,725
	1 基金繰入金	575,725
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3
	1 預金利子	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1,057,890

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		620,485
	1 交通災害共済事業費	580,813
	2 繰 出 金	39,672
2 積 立 金		436,805
	1 基金積立金	436,805
3 諸 支 出 金		100
	1 雑 支 出	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	1,057,890